

横浜市民間障害福祉施設建設費補助金交付要綱

制 定 平成3年10月22日 民障施第209号（市長決裁）
最近改正 令和7年10月28日 こ障福第2444号（局長決裁）

（趣 旨）

第1条 この要綱は、社会福祉法人等が行う障害福祉施設の施設整備、設備整備及び災害復旧整備に要する費用に対し、予算の範囲内において、補助金等を交付することを目的とする。

2 補助金の交付については、社会福祉法第58条（昭和26年法律第45号）、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月条例第15号）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定 義）

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において「社会福祉法人等」とは、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「施設整備費国庫補助要綱」という。）、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（平成22年3月15日厚生労働省発社援0315第9号厚生労働事務次官通知。以下「災害復旧費国庫補助要綱」という。）又は次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22日こ成事第370号こども家庭庁長官通知）で規定した法人をいう。（新設法人については、法人設立が確実に見込まれるものを含む。）

3 この要綱において「障害福祉施設」とは、別表1に掲げる施設をいう。

4 この要綱において「施設整備」とは、次の整備内容をいう。

- (1) 創 設 新たに施設を整備すること。
- (2) 改 築 既存施設の改築整備（一部改築を含む）をすること。
- (3) 大規模修繕 既存施設の老朽化した建物等の大規模な修繕を行うこと。

5 この要綱において「設備整備」とは、次の整備内容をいう。

(1) 初度設備

施設の創設、改築に伴って必要となる初度設備を整備すること。

(2) 非常通報装置設備等

非常通報装置設備、授産設備近代化、屋内消火栓設備、送迎バス・通園バス、点字印刷機器、業務省力化設備、応急仮設設備、難聴幼児訓練設備、職業補導設備、職業訓練設備、授産設備、リハビリテーション設備、MRSA自動手指消毒器、防犯設備（以下、「非常通報装置設備等」という。）及び非常用自家発電設備を整備すること。

6 この要綱において「災害復旧整備」とは、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた障害福祉施設の復旧整備をいう。

（交付の対象）

第3条 この補助金は、市長が施設整備を認めた社会福祉法人等が設置する障害福祉施設の施設整備、設備整備及び災害復旧整備を対象とする。ただし、別表1に掲げる指定障害児通所支援事業所については設備整備及び災害復旧整備を対象外とする。

（補助対象施設の条件）

第4条 この補助金の交付の対象となる施設は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 施設の規模、設備及び運営が横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）、横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第69号）、横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第66号）、横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の

基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 61 号）及び厚生労働省が施設種別ごとに定める設置運営要綱等に適合するものであること。

(2) 敷地が確保されているものであること。

(3) 施設整備、設備整備及び災害復旧整備に要する費用の財源措置が、確実なものであること。

(補助の対象経費)

第 5 条 施設整備、設備整備及び災害復旧整備の補助の対象となる経費は別表 2 の 1 のとおりとする。

ただし、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金交付を受けている経費は除く。

2 別表 2 の 1 で算出した基準事業費のうち、社会福祉法人等が負担する経費については、次条で算出した額を控除した額とする。

(補助額の算定方法)

第 6 条 補助金の交付額は、別表 2 の 2 の各号のいずれかで算出するものとし、1,000 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

2 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市民間障害福祉施設建設費補助金交付申請書（第 1 号様式）を用いなければならない。

3 補助金の交付を受けようとする者が、提出した交付申請書の内容を変更する場合は、横浜市民間障害福祉施設建設費補助金変更交付申請書（第 2 号様式）を用いなければならない。

4 補助金規則第 5 条第 2 項第 2 号に規定する資産及び負債に関する事項を記載した書類は、財産目録及び貸借対照表とする。

5 補助金規則第 5 条第 2 項第 5 号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、次の各号に定める書類とする。

(1) 申請額算出内訳書

(2) 工事請負業者（又は設計委託業者等）入札結果一覧表（又は見積書の写し）

※次年度等の申請の場合は、工事請負（又は設計委託等）契約書の写し

(3) 工事内訳書・仕様書・配置図・平面図・立面図・各室面積表・工程表

(4) 初度設備等購入計画書（又は見積書の写し）

(5) 事務費使用計画書（又は見積書の写し）

(6) 当該工事（又は設計委託等）に係る収支予算書

(7) 社会福祉法人等の運営状況等を説明する資料（定款・法人役員名簿等）

(8) 入札参加者又は見積書の徴収業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し（消費税及び地方消費税相当額を含む予定価格が 100 万円以上の場合）

6 補助金規則第 5 条第 3 項の規定により市長が補助金交付申請書への添付を省略させることができる書類は、補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類とする。

(交付の条件)

第 8 条 補助金規則第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき市長が補助事業の中止又は廃止を承認する場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 法人が解散する場合

(2) 補助金の交付を受けて整備する障害福祉施設の良い設置運営が見込まれない場合

(3) 補助事業等に要する費用のうち、法人が負担する費用の財源措置が見込まれない場合

(4) その他やむを得ないと市長が認める場合

2 補助金規則第 7 条第 1 項第 4 号の規定により市長が必要と認める条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (3) 補助事業者等は補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (4) その他国の通知（社会福祉施設等整備費国庫補助金交付要綱等）又は指示に基づく条件（変更の承認申請）

第9条 補助金規則第7条第1号から第4号に規定する市長の承認等を受けようとする者は、市長の指示を受け、必要な書類を市長に提出しなければならない。

（交付決定通知）

第10条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定の通知は、横浜市民間障害福祉施設建設費補助金の交付について（第3号様式）により行うものとする。

2 本要綱第7条第3項の規定に基づき変更交付申請書が提出された場合の変更交付決定通知は、横浜市民間障害福祉施設建設費補助金の変更交付について（第4号様式）により行うものとする。

（申請の取下げの期日）

第11条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

（状況報告）

第12条 補助事業者等は、工事に着手したときは工事請負業者が提出する工事着手届出書等を市長に提出し、また、着工後においては毎月末日現在の工事進捗状況及び当該写真を遅滞なく市長に報告しなければならない。

（事業実績報告）

第13条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者が提出する書類は、横浜市民間障害福祉施設建設費補助金実績報告書（第5号様式）を用いなければならない。

2 補助金規則第14条第1項第6号の規定により市長が必要と認める事業実績報告への添付書類は、次の各号に定める書類とする。

- (1) 検査済証の写し
- (2) 工事完了又は部分完了検査調書
- (3) 委託完了又は部分完了検査調書
- (4) 物品検収調書
- (5) 工事請負（又は設計委託等）契約書の写し
- (6) 初度設備等契約書の写し
- (7) 工事請負（又は設計委託等）の契約業者決定報告書
- (8) 補助対象経費についての実績報告時に徴収できている、すべての領収書等の写し
- (9) 当該工事（又は設計委託等）に係る収支決算見込書
- (10) 工事写真
- (11) 施設配置図・平面図・立面図・各室面積表

3 前項第8号に規定する領収書等は、補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき補助事業等に係るすべての領収書等とする。ただし、補助対象経費のうち本要綱に基づき交付する補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費については、同条第1項第2号に定める領収書等の提出は省略できるものとする。

4 前項ただし書による場合にあっては、当該経費の支払い後に受領した領収書等については、その写しを市長に速やかに提出しなければならない。

5 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は、同条第1項第2号に定める領収書等（本要綱第13条第3項ただし書きに該当する場合に限

る。)、同項第3号、同項第4号(本要綱第7条第5項第2号の書類を提出した場合に限る。)及び同項第5号(本要綱第7条第5項第8号の書類を提出した場合に限る。)の書類とする。

(補助金額の確定)

第14条 補助金規則第15条の規定による補助金額の確定通知は、横浜市民間障害福祉施設建設費補助金交付額確定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(補助金交付の時期の例外)

第15条 補助金規則第17条の規定により市長が補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 補助事業者等の資金状況を勘案し、補助事業等の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合。

(2) 補助対象となる工事の円滑な施工を確保するため、補助事業者等が工事費の一部を前払いする場合。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、前金払いとする。

3 第1項第2号の規定により前金払する補助金は、当該工事費に係る交付決定額の4割を超えない額とし、請求の際は、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 保証証書の写し

(2) 工事請負契約書の写し

4 前項第1号に規定する保証証書は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社が発行する「保証証書(前払保証)」とする。

(補助金交付の請求)

第16条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、請求書(第7号様式)により行わなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助金規則第25条により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具(以下「財産処分制限対象」という。)については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)に規定する処分制限期間とする。

2 補助金規則第25条により、補助事業者が財産処分制限対象を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合に受ける市長の承認について、次のいずれかに該当することを承認条件とする。

(1) 補助金の全部又は一部を市に納付する場合。

(2) その他、市長が認めた場合。

(関係書類の整備)

第18条 補助金規則第26条により市長が定める関係書類を保存しておかなければならない期間は、補助事業が完了する年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)に規定する処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(暴力団の排除)

第19条 市長は、横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例51号。以下「暴排条例」という。)第8条の規定に基づき、以下の排除措置を講じるものとする。

2 補助金の交付を申請した社会福祉法人等(以下「申請法人」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 申請法人の代表者又は役員のうち、暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員に該当する者が
あるとき
- 3 市長は、本要綱第10条の補助金の交付の決定を受けた社会福祉法人等（以下「交付決定法人」という。）が、前項のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
 - 4 市長は、必要に応じ申請法人又は交付決定法人が、本条第2項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができるものとする。
 - 5 前項の確認は、役員等氏名一覧表（第8号様式）により行うものとし、市長は申請法人又は交付決定法人に必要な応じて提出させることができるものとする。

（消費税に係る仕入控除税額の報告）

第20条 補助事業者等は、補助事業が完了し、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第9号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者等が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 補助事業者等は、市長から指示があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を横浜市に納付させる場合がある。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長及び子ども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年10月22日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年9月24日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月4日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成18年4月10日から施行し、平成18年度の予算に係る補助金等から適用する。

（経過措置）

第5条及び第6条の補助対象経費及び基準事業費の算定にあたっては、平成18年度までに設計に着手した施設に係る補助金の交付については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月13日から施行し、平成19年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行し、平成21年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は平成 22 年 6 月 1 日から施行し、平成 22 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は平成 23 年 9 月 1 日から施行し、平成 23 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は平成 25 年 10 月 1 日から施行し、平成 25 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は平成 28 年 12 月 27 日から施行し、平成 28 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は令和 4 年 3 月 17 日から施行し、令和 4 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は令和 5 年 3 月 10 日から施行し、令和 5 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は令和 7 年 8 月 1 日から施行し、令和 7 年度の予算に係る補助金等から適用する。

別表1（第2条第3項）障害福祉施設

区 分	施 設 種 別
障害児施設	児童発達支援センター 障害児入所施設 指定障害児通所支援事業所（ただし、市内未整備区に新設する主として重症心身障害児を対象とする児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所に限る。なお、市が事前に認めた指定前の事業所を含む。）
障害者施設	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設

※ 市内未整備区：各年度の前年の8月1日において、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所のうち、少なくともいずれか一方がない区をいう。ただし、令和7年度に限り、附則に定める施行期日とする。

別表2（第5条及び第6条）

1 補助対象経費及び基準事業費の算定

(1) 施設整備費

経費区分	整備区分	基準面積	基準事業費
工事費	創設	各施設の基準面積は別表3のとおりとする。(実行面積が基準面積に満たないときは、実行面積とする。)ただし、この基準面積によりがたい施設については、市長が認めた面積とする。	設計に着手した年度の1㎡当たりの本市補助予算単価(実行の1㎡当たり単価が本市補助予算単価に満たないときは、実行単価とする。)に左欄及び別表3に定める基準面積を乗じて得た額。ただし、市長が認めた工事内容については、その実工事費を加算する。
	創設 (指定障害 児通所支援 事業所)	—	市長が必要と認めた額。
	改築	—	市長が必要と認めた額。
	大規模修繕	—	
	災害復旧	—	
・基本設計費 ・実施設計費 ・埋蔵文化財 等の調査に 係る費用 ・工事監理費 ・その他	—	—	市長が必要と認めた額。
事務費	—	—	市長が必要と認めた額。ただし、市外施設は補助の対象にしない。

(注) 神奈川県障害福祉施設等施設整備費及び設備整備費負担(補助)金交付要綱(以下「県要綱」という。)第4条の2「補助金の額の特例」の適用を受ける施設整備については、基準事業費を県要綱別表7の施設整備費特例加算の算定基準により、算出する。

(2) 設備整備費

経費区分	整備区分	基準事業費
初度設備	創設	定員1人当たりの本市補助予算単価に定員を乗じて得た額（実際の事業費が基準事業費に満たないときは、実際の事業費）。
	改築	創設の場合の定員1人当たりの本市補助予算単価の2分の1の額に定員を乗じて得た額（実際の事業費が基準事業費に満たないときは、実際の事業費）。
非常通報装置設備等	—	市長が必要と認めた額。
非常用自家発電設備	—	市長が必要と認めた額。

2 本市補助金の算定

障害児施設 障害者施設	<p>※1 (1) 本市補助金＝基準事業費－（国庫補助基本額×1／3）</p> <p>※2 (2) 本市補助金＝基準事業費－（県補助基準額×1／4）</p> <p>（ただし、工事費以外の経費については、基準事業費×4／4）</p> <p>※1 施設整備費国庫補助要綱及び災害復旧費国庫補助要綱の第2の6の規定により算出された国庫補助基本額の3分の1に相当する額。 （ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる）</p> <p>※2 神奈川県社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金事業費補助金交付要綱（平成21年9月24日障福第446号神奈川県保健福祉部長通知）第3条の規定により算出された補助基準額の4分の1に相当する額。 （ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる）</p>
障害児施設 （指定障害児通所支援事業所）	<p>本市補助金は、以下のとおり。</p> <p>児童発達支援：1施設につき最大450万円</p> <p>放課後等デイサービス：1施設につき最大450万円</p> <p>児童発達支援及び放課後等デイサービス：1施設につき最大900万円 （ただし、予算内に限る）</p>
市外の施設に本市の定員を確保する場合	<p>本市補助金＝（基準事業費×3／4－国・県補助金） ×定員割合（本市定員÷施設定員）</p>

別表3

各施設の基準面積

施設種別	基準面積	備考
◎障害児施設 児童発達支援センター (児童発達支援に供するスペースのみ) ・地域交流スペースの整備をする場合 障害児入所施設 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 ・100人以下 ・101人以上 ・児童ショートステイ用居室を 整備する場合 ・個室を整備する場合 ・強度行動障害児特別支援加算の 適用対象となる児童のための 居室等を整備する場合 ・地域交流スペースの整備をする場合	$21.9 \text{ m}^2 \times \text{利用定員}$ $30 \text{ m}^2 \sim 100 \text{ m}^2$ の範囲内で市長が認めた 面積を加算 $35.7 \text{ m}^2 \times \text{入所定員}$ $59.55 \text{ m}^2 \times \text{入所定員}$ $59.55 \text{ m}^2 \times 100 \text{ 人} + 29.55 \text{ m}^2$ $\times (\text{入所定員} - 100 \text{ 人})$ $16.5 \text{ m}^2 \times \text{利用定員}$ を加算 1人あたり 6.00 m^2 を加算 1施設 150 m^2 を加算 $30 \text{ m}^2 \sim 100 \text{ m}^2$ の範囲内で市長が認めた 面積を加算	

<p>◎障害者施設 障害福祉サービス事業所 障害者支援施設</p> <p>○療養介護・自立訓練（機能訓練）を実施する場合 ・身体障害者が対象の場合 （入所支援を行わない施設のみ）</p> <p>○生活介護・自立訓練（生活訓練）を実施する場合 ・身体障害者が対象の場合 （入所支援を行わない施設のみ） ・宿泊型自立訓練を実施する場合</p> <p>○就労移行支援・就労継続支援(B型)を実施する場合 ・身体障害者が対象の場合 （入所支援を行わない施設のみ）</p> <p>○就労継続支援(A型)を実施する場合</p> <p>○入所支援又は宿泊型自立訓練を実施する場合 ・身体障害者が対象の場合 ・個室を整備する場合 （入所支援を行う施設のみ） ・障害者ショートステイ用居室を整備する場合 ・強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合 ・筋萎縮性側索硬化症(ALS)等居室を整備する場合</p> <p>○地域交流スペースの整備を行う場合</p> <p>補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設</p>	<p>21.90 m²×利用定員 45.45 m²×入所定員</p> <p>加算なし 12.60 m²×利用定員を加算</p> <p>加算なし 12.60 m²×利用定員を加算 22.35 m²×利用定員を加算</p> <p>1.80 m²×利用定員を加算 10.80 m²×利用定員を加算</p> <p>21.00 m²×利用定員を加算</p> <p>7.80 m²×入所定員を加算 1人あたり 6.00 m²を加算 22.95 m²×利用定員を加算 1施設 150 m²を加算 22.95 m²×利用定員を加算</p> <p>30 m²～100 m²の範囲内で市長が認めた面積を加算</p> <p>1施設あたり 150 m² 1施設あたり 600 m²</p>	
---	---	--

(第1号様式) (第7条第2項)

横浜市民間障害福祉施設建設費補助金交付申請書

年 月 日

横浜市長

法人名
法人所在地
代表者

年度横浜市民間障害福祉施設建設費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市民間障害福祉施設建設費補助金交付要綱を遵守します。

- 1 施設名称
- 2 施設種別
- 3 申請額
- 4 補助の対象経費
- 5 申請額算出内訳書（別紙1）
- 6 事業計画書（別紙2）
- 7 前払金に対する補助（第15条第1項第2号）の希望
 - 希望する
 - 希望しない
- 8 添付資料
 - 工事請負業者（又は設計委託業者等）入札結果一覧表（又は見積書の写し）
※次年度等の申請の場合は、工事請負（又は設計委託等）契約書の写し
 - 工事内訳書・仕様書・配置図・平面図・立面図・各室面積表・工程表
 - 初度設備等購入計画書（又は見積書の写し）
 - 事務費使用計画書（又は見積書の写し）
 - 当該工事（又は設計委託等）に係る収支予算書
 - 法人定款・法人役員名簿・財産目録・貸借対照表等
 - 入札参加者又は見積書の徴収業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し
（消費税及び地方消費税相当額を含む予定価格が100万円以上の場合）
 - その他（ ）

年度 横浜市補助金申請額算出内訳書

[施設種別]		[施設名称]				(単位:円)			
区分	総額	年度			年度				
		計	(支払予定時期)		計	(支払予定時期)			
			月	月		月	月		
総事業費	施設整備								
	設備整備								
	合計								
	施設整備費								
基準事業費の算定	基準事業費								
	工事費		×	=	基準面積合計	補助単価(b)	工事費(a×b)		
			×	=					
			×	=					
			×	=	補助対象面積(a)				
			×	=					
			×	=					
			×	=					
	基準外事業費								
	設備整備費								
基準事業費									
基準外事業費									
合計									
国庫(県費)補助基本額	工事区分	創設・他()	高層化特例	有(%)・無	都市部	有(%)・無	年度	年度	年度
	施設整備	主体工事費		円/人 ×	人 =				
				円/人 ×	人 =				
				円/人 ×	人 =				
	小計								
	工務費等類			円/施設 ×	=				
		小計			×	=			
	合計								
	設備加算(B)	初度設備			円/人 ×	人 =			
					円/人 ×	人 =			
				円/人 ×	人 =				
小計				円/人 ×	人 =				
その他			×	=					
小計			×	=					
合計									
地域交流スペース(C)		施設							
		設備加算							
基本額計(A+B+C)		計							
国庫(県費)補助認証の有無	(有・無)								
国庫(県費)補助所要額(D=(A+B)× /)									
国庫(県費)補助金(C+D)									
財源	区分	総額	年度			年度			
			計	(支払予定時期)		計	(支払予定時期)		
				月	月		月	月	
	補助事業費(4/4)								
	市補助	国費相当額							
		市(1/4)							
		計							
法人(1/4)									
その他法人負担分									
施設整備									
設備整備									
他									
合計									

注)必要がある場合は、書式を変更するか、資料を添付することで、事業費等を詳細に記載すること。

事業計画書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

2 施設整備費及び災害復旧整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・復旧工事・仮設施設工事を除く）

- (ア) 敷地面積 _____ m²
- (イ) 敷地の所有関係 自己所有地・借地
- (ウ) 施設整備の区分 創設・他（ ）
- (エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
- (オ) 建物の構造 造 階建

イ 解体撤去工事・復旧工事等（既存施設に係るもの）

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
- (イ) 建物の構造 造 階建
- (ウ) 建設年月日 _____
- (エ) 補助金の区分 （ _____ 年度：国庫・民間・自己資金・その他）
- (オ) 処分（取りこわし）年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
- (イ) 建物の構造 造 階建

(2) 整備費内訳

	年度整備（今回申請分）	全体
ア 建築工事費	_____ 円	_____ 円
イ 設備工事費	_____ 円	_____ 円
ウ 工事監理費	_____ 円	_____ 円
エ 事務費	_____ 円	_____ 円
オ 合計	_____ 円	_____ 円

(3) 財源内訳

	年度整備（今回申請分）	全体
ア 国庫補助金	_____ 円	_____ 円
イ 横浜市補助金(市負担分)	_____ 円	_____ 円
ウ 設置者負担金	_____ 円	_____ 円
(内訳) 自己資金	_____ 円	_____ 円
借入金（ ）	_____ 円	_____ 円
その他（ ）	_____ 円	_____ 円
エ 合計	_____ 円	_____ 円

(4) 施工計画

ア 直営・請負の別

イ 契約年月日 年 月 日

ウ 着工年月日 年 月 日

エ 変更契約年月日 年 月 日

オ 竣工年月日 年 月 日

カ 事業開始年月日 年 月 日

キ 解体撤去工事・復旧工事等

(ア) 直営・請負の別

(イ) 着工年月日

(ウ) 完成年月日

ク 仮設施設工事関係

(ア) 直営・請負・賃貸借の別

(イ) 工事期間

(ウ) 仮設施設の使用期間

(5) 災害の状況（災害復旧整備の場合）

ア 災害の名称

イ 被災年月日

ウ 災害状況

エ 災害復旧整備の内容

区 分	復 旧 総 面 積	備 考（具体的な復旧内容等を記入）
	m ²	

(6) その他参考事項

3 設備整備費に係る事業計画

(1) 事業の目的及び内容

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額	整備目的及び必要理由
合 計					

(2) 財源内訳

ア 国庫補助金 _____円 _____円

イ 横浜市補助金(市負担分) _____円 _____円

ウ 設置者負担金 _____円 _____円

(内訳) 自己資金 _____円 _____円

借入金 () _____円 _____円

その他 () _____円 _____円

エ 合計 _____円 _____円

(3) その他参考事項

4 当該補助金の交付を受け補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するために行われる抵当権設定の有無

有 ・ 無
(第2号様式) (第7条第3項)

横浜市民間障害福祉施設建設費補助金変更交付申請書

年 月 日

横浜市長

法 人 名
法人所在地
代 表 者

年 月 日第 号により、 年度横浜市民間障害福祉施設建設費補助金の交付決定を受けたところですが、次のとおり変更して交付を申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市民間障害福祉施設建設費補助金交付要綱を遵守します。

- 1 施設名称
- 2 施設種別
- 3 申請額
- 4 補助の対象経費
- 5 申請額算出内訳書（別紙1）
- 6 事業計画書（別紙2）
- 7 前払金に対する補助（第15条第1項第2号）の希望
 希望する
 希望しない
- 8 添付資料
 - 工事請負業者（又は設計委託業者等）入札結果一覧表（又は見積書の写し）
※次年度等の申請の場合は、工事請負（又は設計委託等）契約書の写し
 - 工事内訳書・仕様書・配置図・平面図・立面図・各室面積表・工程表
 - 初度設備等購入計画書（又は見積書の写し）
 - 事務費使用計画書（又は見積書の写し）
 - 当該工事（又は設計委託等）に係る収支予算書
 - 法人定款・法人役員名簿・財産目録・貸借対照表等
 - 入札参加者又は見積書の徴収業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し
（消費税及び地方消費税相当額を含む予定価格が100万円以上の場合）

その他 ()

(申請者)

横浜市長

年度横浜市民間障害福祉施設建設費補助金の交付について

年 月 日に申請のありました標記補助金については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下、「補助金規則」という。）第6条の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので、同規則第8条の規定により通知します。

1 対象事業・交付決定額

- (1) 施設名称（施設種別）
(2) 交付決定額 金 円
(算出内訳)

対象事業費		円
横浜市補助金		円
支払時期	第1回（ 月予定）	円
	第2回（ 月予定）	円
法人負担金		円

2 交付の条件

- (1) 申請書の記載内容（補助事業等の目的、内容（建物の規模又は構造、建物等の用途、定員等）、経費の配分、使用方法、完了予定期日、及びその他補助事業等の遂行に関する計画、並びに交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎等の事項）について、変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (2) 横浜市民間障害福祉施設建設費補助金交付要綱（平成3年10月民障福第209号。以下「補助要綱」という。）各号に規定する事由に基づき、補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに、市長に報告し、その指示を受けてください。
- (4) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ってください。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあります。
- (6) 補助事業等の遂行
法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行ってください。
- (7) 申請の取下げ
この交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合における第11条の規定による申請の取下げをすることができる期限は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日となります。
- (8) 状況報告
工事に着手したときは、工事請負業者が提出する工事着手届出書等を市長に提出し、また、着

工後においては、毎月末日現在の工事進捗状況及び当該写真を遅滞なく市長に報告してください。

(9) 事業実績報告

事業に係る実績報告は、補助金規則第 14 条及び補助要綱第 13 条に定めるところにより行ってください。

(10) 交付の時期等

実績報告書提出後に検査を行い、補助金額を確定します。その後、請求を受けて支払います。ただし、補助要綱第 15 条に定める前金払については、この限りではありません。

(11) 支払いの確認

支払いを行った補助金についてのすべての領収書等の写しを、速やかに、市長に提出してください。

(12) 決定の取消し、及び補助金の返還

市長は、補助事業者等が次のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることがあります。

ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

イ 補助金等を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

エ その他法令、条例又は補助金規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。

(13) 財産の処分の制限

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとする場合は、市長の承認を受けてください。

ア 不動産及びその従物

イ 取得価格又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具

ウ その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるもの。

ただし、次の各号に規定する場合は、この限りではありません。

(ア) 補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合

(イ) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）に規定する処分制限期間を経過した場合

(14) 調査

市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業等の遂行に関する状況を調査し、又は報告を求めることがあります。

(15) 関係書類の整備

補助要綱第 18 条に定めるとおり、保管してください。

(16) この補助金交付決定通知書に記載している内容のほか、補助事業等を行うにあたっては、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月条例第 15 号）、補助金規則及び補助要綱の規定に基づきます。

担当

(申請者)

横浜市長

年度横浜市民間障害福祉施設建設費補助金の変更交付について

年 月 日に申請のありました標記補助金については、年 月 日付 第号で交付決定した横浜市民間障害福祉施設建設費補助金を次のとおり変更して交付することに決定しましたので通知します。

1 対象事業・交付決定額

(1) 施設名称 (施設種別)

(2) 交付決定額 金 円
(当初交付決定額 金 円)

(算出内訳)

対象事業費		円
横浜市補助金		円
支払時期	第1回 (月予定)	円
	第2回 (月予定)	円
法人負担金		円

2 交付の条件

- (1) 申請書の記載内容 (補助事業等の目的、内容 (建物の規模又は構造、建物等の用途、定員等)、経費の配分、使用方法、完了予定期日、及びその他補助事業等の遂行に関する計画、並びに交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎等の事項) について、変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (2) 横浜市民間障害福祉施設建設費補助金交付要綱 (平成3年10月民障福第209号。以下「補助要綱」という。) 各号に規定する事由に基づき、補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告し、その指示を受けてください。
- (4) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ってください。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあります。
- (6) 補助事業等の遂行
法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行ってください。
- (7) 申請の取下げ
この交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服がある場合における第11条の規定による申請の取下げをすることができる期限は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日となります。
- (8) 状況報告

工事に着手したときは、工事請負業者が提出する工事着手届出書等を市長に提出し、また、着工後においては、毎月末日現在の工事進捗状況及び当該写真を遅滞なく市長に報告してください。

(9) 事業実績報告

事業に係る実績報告は、補助金規則第 14 条及び補助要綱第 13 条に定めるところにより行ってください。

(10) 交付の時期等

実績報告書提出後に検査を行い、補助金額を確定します。その後、請求を受けて支払います。ただし、補助要綱第 15 条に定める前金払については、この限りではありません。

(11) 支払いの確認

支払いを行った補助金についてのすべての領収書等の写しを、速やかに、市長に提出してください。

(12) 決定の取消し、及び補助金の返還

市長は、補助事業者等が次のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることがあります。

ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

イ 補助金等を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

エ その他法令、条例又は補助金規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。

(13) 財産の処分の制限

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとする場合は、市長の承認を受けてください。

ア 不動産及びその従物

イ 取得価格又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具

ウ その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるもの。

ただし、次の各号に規定する場合は、この限りではありません。

(ア) 補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合

(イ) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）に規定する処分制限期間を経過した場合

(14) 調査

市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業等の遂行に関する状況を調査し、又は報告を求めることがあります。

(15) 関係書類の整備

補助要綱第 18 条に定めるとおり、保管してください。

(16) この補助金交付決定通知書に記載している内容のほか、補助事業等を行うにあたっては、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月条例第 15 号）、補助金規則及び補助要綱の規定に基づきます。

担当

(第5号様式) (第13条第1項)

横浜市民間障害福祉施設建設費補助金実績報告書

年 月 日

横浜市長

法人名
法人所在地
代表者

年 月 日 第 号で(変更)交付決定を受けました 年度横浜市民間障害福祉施設建設費補助金に関する事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

- 1 施設名称
- 2 施設種別
- 3 精算金額
- 4 交付決定額
- 5 補助の対象経費
- 6 事業費精算書(別紙1)
- 7 事業実績報告書(別紙2)
- 8 添付資料
 - 検査済証の写し
 - 工事完了又は部分完了検査調書
 - 委託完了又は部分完了検査調書
 - 物品検収調書
 - 工事請負(又は設計委託等)契約書の写し
 - 初度設備等契約書の写し
 - 工事請負(又は設計委託等)の契約業者決定報告書
 - 補助対象経費についての実績報告時に徴収できている、すべての領収書等の写し
 - 当該工事(又は設計委託等)に係る収支決算見込書
 - 工事写真
 - 施設配置図・平面図・立面図・各室面積表
 - その他()

年度 横浜市補助金事業費精算書

[施設種別]		[施設名称]				(単位:円)		
区分	総額	年度			年度			
		計	(支払予定時期)		計	(支払予定時期)		
			月	月		月	月	
総事業費	施設整備							
	設備整備							
	合計							
	施設整備費							
基準事業費の算定	基準事業費							
	工事費		×	=	基準面積合計	補助単価(b)	工事費(a×b)	
			×	=				
			×	=				
			×	=	補助対象面積(a)			
			×	=				
			×	=				
			×	=				
	基準外事業費							
	設備整備費							
基準事業費								
基準外事業費								
合計								
国庫(県費)補助基本額	工事区分	創設・他()	高層化特例	有(%)・無	都市部	有(%)・無	年度	
	施設整備	主体		円/人 ×	人 =			
		工事費		円/人 ×	人 =			
				円/人 ×	人 =			
		小計		円/人 ×	人 =			
	工事費等			円/施設 ×	=			
		小計			×	=		
	合計							
	設備加算(B)	初度設備			円/人 ×	人 =		
					円/人 ×	人 =		
				円/人 ×	人 =			
小計				円/人 ×	人 =			
その他				×	=			
	小計			×	=			
合計								
地域交流スペース(C)			施設設備加算					
基本額計(A+B+C)			計					
国(県)補助金	国庫(県費)補助認証の有無	(有・無)						
	国庫(県費)補助所要額(D=(A+B)* /)							
	国庫(県費)補助金(C+D)							
財源	区分	総額	年度			年度		
			計	(支払予定時期)		計	(支払予定時期)	
				月	月		月	月
	補助事業費(4/4)	市国費相当額						
		市(1/4)						
		計						
	法人(1/4)							
その他法人負担分	施設整備							
	設備整備							
	他							
合計								

注) 必要がある場合は、書式を変更するか、資料を添付することで、事業費等を詳細に記載すること。

別紙（2）

事業実績報告書

1 事業の目的

2 設置主体及び運営主体

3 定員

施設定員 人

4 施設の規模及び構造

(1) 建設地

(2) 敷地面積 _____ m²

(3) 敷地の所有関係

(4) 施設整備の区分

(5) 延床面積 _____ m² (改築部分 _____ m²)

(6) 建物の構造 造 階建

5 整備費内訳

(1) 工事費 _____ 円

(2) 工事費 _____ 円

(3) その他工事費等 _____ 円

(4) 合計 _____ 円

6 財源内訳

(1) 国庫補助金 _____ 円

(2) 横浜市補助金（市負担分） _____ 円

(3) 設置者負担金 _____ 円

（内訳）自己資金 _____ 円

借入金（ ） _____ 円

その他（ ） _____ 円

(4) 合計 _____ 円

7 施工期間

(1) 契約年月日

(2) 着工年月日

(3) 完成年月日

8 災害復旧整備の内容（災害復旧整備の場合）

区 分	復 旧 総 面 積	備 考（具体的な復旧内容等を記入）
	m ²	

9 当該補助金の交付を受け補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するために行われる抵当権設定の有無

有 ・ 無

(第 6 号様式) (第 14 条)

第 号
年 月 日

(補助事業者)

横浜市長

年度横浜市民間障害福祉施設建設費補助金交付額確定通知書

年 月 日 第 号で(変更)交付決定した 年度横浜市民間
障害福祉施設建設費補助金については、年 月 日に提出された事業実績報告書等の書
類審査、及び必要な調査を行いました。その結果、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合す
ると認められますので、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。)
第 15 条の規定により、次のとおり交付する補助金額を確定し、通知します。

- 1 施設名称
- 2 施設種別
- 3 施設所在地
- 4 交付確定額

担当

(第7号様式) (第16条)

請 求 書

¥ _____

ただし、年度横浜市民間障害福祉施設建設費補助金
施設「 _____ 」 費として、
上記のとおり請求します。

年 月 日

(請求先)
横 浜 市 長

(請求者)
法人名
郵便番号
所在地
代表者職氏名
電話番号

振込先金融機関 _____ 銀行
支店

普通預金 当座預金

預金口座番号 _____

フリガナ
口座名義人

添付書類 (前金払に対する補助の場合)

- 保証証書の写し
- 工事請負契約書の写し

(第8号様式) (第19条)

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日		性別	住所
			(大正 T, 昭和 S, 平成 H)			
代表者			T S H	. .		
			T S H	. .		
			T S H	. .		
			T S H	. .		
			T S H	. .		
			T S H	. .		
			T S H	. .		
			T S H	. .		
			T S H	. .		
			T S H	. .		
			T S H	. .		
			T S H	. .		
			T S H	. .		
			T S H	. .		

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法 人 名
代 表 者

(第9号様式) (第20条)

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

横 浜 市 長

法 人 名
法人所在地
代 表 者

年 月 日 第 号で(変更) 交付決定を受けました 年度横
浜市民間障害福祉施設建設費補助金について、次のとおり報告します。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金交付確定額又は事業実績報告額
円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(要補助金等返還相当額)
円

(注) 別添参考となる書類(上記3の金額の精算内訳等)